別表を次のとおり改める。

別表

増改築等工事証明書
（住宅取得等資金の贈与の特例用）

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
木造又は非木造の別		
工事の種別及び内容　工事の種別　第１号工事		１　増築　２　改築　３　大規模の修繕　４　大規模の模様替
第２号工事（第１号工事以外）		１　床の過半の修繕又は模様替　２　階段の過半の修繕又は模様替 ３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ４　壁の過半の修繕又は模様替
第３号工事（第１・２号工事以外）		次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 １　居室　２　調理室　３　浴室　４　便所　５　洗面所　６　納戸 ７　玄関　８　廊下
第４号工事（第１～３号工事以外）		次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 １　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 ２　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
第５号工事（第１～４号工事以外）		高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 １　通路又は出入口の拡幅　２　階段の勾配の緩和　３　浴室の改良 ４　便所の改良　５　手すりの取付　６　床の段差の解消 ７　出入口の戸の改良　８　床材の取替
第６号工事（第１～５号工事以外）		エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 １　窓の断熱性を高める工事 上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 ２　天井等の断熱性を高める工事　３　壁の断熱性を高める工事 ４　床等の断熱性を高める工事
	地域区分	１　１地域　２　２地域　３　３地域　４　４地域 ５　５地域　６　６地域　７　７地域　８　８地域
第７号工事（第１～６号工事以外）		１　給水管に係る修繕又は模様替 ２　排水管に係る修繕又は模様替 ３　雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替
第８号工事（第１～７号工事以外）		次の基準に適合させるための修繕又は模様替 １　評価方法基準第５の５の５－１⑷の等級４の基準に適合していること ２　評価方法基準第５の５の５－２⑷の等級４又は等級５の基準に適合していること ３　評価方法基準第５の１の１－１⑷の等級２又は等級３の基準に適合していること ４　評価方法基準第５の１の１－３⑷の免震建築物の基準に適合していること ５　評価方法基準第５の９の９－１⑷の等級３、等級４又は等級５の基準に適合していること
工事の内容		

(注)　第８号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令

(イ)　第40条の４の２第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第８号に規定する修繕若しくは模様替

(ロ)　第40条の５第４項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、同項第７号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第８号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称		印
	住　所		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	指定・登録年月日	
		指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）	
		指定をした者（指定確認検査機関の場合）	
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名　称		
	所在地		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		